

新規就農者に月10万円を3年間助成！

『頑張る若者応援！新規就農者支援事業』を平成22年4月よりスタートしております！

村民のみなさまへ

村では、農業後継者不足や担い手の高齢化、専業農家の減少が大きな問題となっています。そこで、農業振興の中核となる担い手を確保・育成し、農業及び農業環境の保全を図るため、村内において新たに就農しようとする方に対し、月10万円を3年間助成する「頑張る若者応援！新規就農者支援事業」を平成22年4月1日よりスタートしております。

◆助成の対象はどんな人？

- (1) 本村に住所を有し、かつ居住している者
- (2) 申請時40歳未満であって、農業を生計の中心として位置づけ、自己努力と自立経営の意欲をもって年間150日以上農業に専従する者
- (3) 県知事より就農計画の認定を受けた者（県に申請することになります）
- (4) 就農後5年以内に認定農業者になる意志がある者

◆助成の金額と期間はどのくらい？

補助金額は、月10万円とし、補助期間は、補助を決定した月から36月（3年間）を限度とします。

◆手続きはどのようにすればいいの？

補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、村長に提出していただきます。（村で審査し、決定後に補助金を交付することになります。）

- (1) 就農計画の写し（県に申請した時のもののコピー）
- (2) 連帯保証人届出書
- (3) 保護者の同意書（申請者が未成年の場合）

◆途中で農業をやめた場合はどうなるの？

以下の事由が発生した場合は、補助金の交付を停止し、これまで交付した補助金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

- (1) 農業以外の職に就業したとき。
- (2) 村税等を滞納したとき。
- (3) その他不正な行為があると認められたとき。

【返還額】

- (1) 就農してから3年以内に離農した場合は全額
- (2) 就農してから3年以上5年以内に離農した場合は2分の1の額

※死亡、疾病又はその他やむを得ない事由により補助金を返還することが困難と認められる場合は返還を免除することができます。



◆その他、不明な点は下記の係までお問い合わせ願います。

【問合せ先】

湯川村役場 産業建設課 産業振興係内（〒969-3592 湯川村大字笈川字長瀬甲875番地5）

TEL0241-27-8840 Fax0241-27-3761 メールアドレス：sangyo@vill.yugawa.fukushima.jp